

会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

会計検査院長 柳 麻理

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百四十四人」を「千二百四十六人」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

説
明

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則について

1 障害者雇用の推進のための取組として、会計検査院事務総局の定員が千二百四十四人から千二百四十六人に二人増加することから、所要の改正を行うものである。

2 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）（抄）

傍線部分が改正箇所

改正後

改正前

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百四十六人とする。

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百四十四人とする。